

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和4年4月8日

盛岡市議会議長

竹田 浩久 様

議員氏名 野中 靖志

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により
令和3年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

議員氏名 野中 靖志

1 収支の状況

項目	金額	主な実施事業内容
収入 政務活動費 ①	600,000	
調査研究費		
研修費		
広報費 356,400		市民に対する市政報告として広報誌の発行・配布 (1回発行)
広聴費		
会議費		
支出 資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
支出合計 ② 356,400		
差引残余 ①-② 243,600		

様式第5号

政務活動費出納簿

【令和3年度分】

(単位：円)

年月日	内 容	収入額	支出額	支出額の内訳							
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	人件費	事務所費
4月9日	政務活動交付金	300,000	0								
10月8日	政務活動交付金	300,000	0								
3月31日	市議会報告(No.5)にかかる広報印刷費	—	356,400			356,400					
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
			0								
小計				0	0	356,400	0	0	0	0	0
累計		600,000	356,400	残高（収入額累計－支出額累計）				243,600 円			

様式第6号

政務活動費支出簿

使途項目	広報費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
3月31日	356,400 円	市議会報告（No.5）にかかる広報 印刷費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	356,400 円		

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R4.3.31
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	356,400	円
支出按分率		
政務活動費による支出金額	356,400	円

【支出摘要】

市議会活動報告（No.5）にかかる広報印刷費（3月発行 8000部）

【支出内訳】 @44.55円×8000部=356,400円（税込み）
※両面カラー、4ページ、うち3つ折り6500部

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

No. 1159

領 収 証

令和4年3月31日

野中やすし

様

金 ￥ 356400 円也

但し、市議会活動報告(No.5)印刷代 8000 円

(内、消費税 円)

上記金額正に領収致しました。ありがとうございました。



種別	現金・小切手・振込 相殺・手形
----	--------------------

お客様の名前、日付、金額の記載のないもの、訂正されたもの、社印、取扱者印、但し書きのないものは無効

(有)ジロー印刷企画

代表取締役 名久井 龍夫
〒020-0066 盛岡市上田2丁目17
TEL019 (651) 6644 FAX019 (652) 2610



取扱者	[Redacted]
-----	------------



野中やすし市議会活動報告

No 5 2022年 春号



連絡先

〒020-0801 盛岡市浅岸二丁目18-56-202

携帯電話 080-5577-7836

E-mail : houzyaku0825@gmail.com



のなか 野中やすし

〔プロフィール〕

1963年生(58歳)

矢巾町出身

〔現住所〕

盛岡市浅岸二丁目

18-56-202号

市議会議員 1期

新型コロナから 生命とくらしを守ろう

2019年8月の市議会議員選挙において、皆様より多くのご支援を頂き、初当選させていただきました。

市民の皆様におかれましては、日頃のご指導・ご支援に心より感謝申し上げます。

盛岡市浅岸二丁目に住居を移して1年になります。地域の皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、新型コロナの感染拡大が続いている。オミクロン株により、ワクチン未接種の子ども達に感染が拡がっており、収束の兆しが見えません。

あらためて、マスクの着用や手洗い、基本的感染対策を日頃から徹底することは大切ですが、市としてもワクチン接種を円滑かつ安全に進め、公的支援を充実していく必要があると考えております。

新型コロナでお困りのことは、ぜひ、ご相談ください。

私の市議会での活動などについて、ご報告させていただきます。市民の皆様よりご指導を賜れば幸いに存じます。

新型コロナ 感染拡大の状況と くらしへの影響は

〔感染拡大の動向は?〕

新型コロナの感染者は国内で650万人にも上り、死亡者数も2万8千人に達しました。

現在、3回目のワクチン接種が進められており、子ども達への接種も始まりました。

しかし、オミクロン株による第6波の収束は見通せていません。

専門家の中には、従来のオミクロン株より感染力が強い「BA. 2」ステルスオミクロンの「置き換わり」が進んでおり、第7波が着実に近づいているとの見方もあります。

特に、子どもへの感染拡大は深刻な問題です。盛岡市内でも学級閉鎖や保育所の休園が相次ぎ、結果的に保護者も仕事を休まざるを得ず、市民生活への影響が大きくなっています。

〔生活に困窮する世帯が増えています〕

感染拡大の長期化により、パート・アルバイトなど、生活に困窮する世帯が増えています。

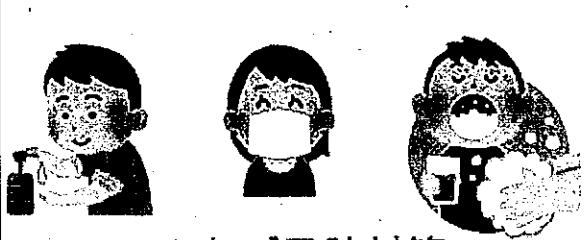
国は、生活に困窮する世帯の支援策として、「緊急小口資金」(最大20万円)と、「総合支援資金」(最大60万円)の貸付制度を、これまで期限を8回延長しました。(最新では今年6月まで延長。)

ただし、あくまでも「貸付」であるために、来年1月から返済が始まります。

感染拡大の長期化によって、返済不能となり「自己破産」する者が増えるのではと、危惧する福祉関係者の声もあります。



学校の感染防止体制の充実を (2022年3月定例会一般質問)



みんなで予防対策

当市では3月7日より、子ども達へのワクチン接種が始まっておりますが、学校全体で「集団免疫」が形成されるまでには、まだまだ時間がかかるかと思います。

一方で、ワクチンの「副反応」に対する心配される保護者も多いことと存じます。

盛岡市のホームページでは、お子さんのワクチン接種の「効果」と「副反応」について、以下のとおり記しています。

【効果】

ワクチンを接種すると、新型コロナウイルスの感染を防いだり、感染しても発症や重症化を防ぐ効果が期待できます。海外では、5~11歳の子における2回接種後7日以降の発症予防効果は90.7%※と報告されています。

※オミクロン株が出現する前のデータです。

【副反応】

ワクチン接種後に現れる副反応の症状は、接種した部分の痛みが一番多く、倦怠感や発熱等、様々な症状が確認されていますが、副反応はほとんどが軽症または中等症であり、現時点では安全性に重大な懸念は認められないと判断されています。

(※上記は、盛岡市ホームページより。)

あくまでも、ワクチンの接種は義務や強制ではなく、希望する方が接種するものです。

お子さんの接種について、ご心配があれば「岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター」**0120-89-5670** (フリーダイヤル 24時間対応)にご相談ください。

「新型コロナ対策特別委員会」 市議会に設置しました

市議会として、新型コロナから市民の命とくらしを守るために、盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部長である谷藤裕明市長に対し、これまで9回の要望書を提出しています。

3月14日、市長に提出した9回目の要望書には、主に次の点を要望しました。

- (1) 5歳から11歳の小児を対象としたワクチン接種について、ワクチンの安全性や副反応、リスクなどのさらなる情報提供と相談窓口の充実を図ること。
- (2) やむを得ず自宅療養となつた方に対する訪問診療や訪問看護などの支援体制を確保すること。
- (3) 生活福祉資金の特例貸付、生活困窮者自立支援金、住宅確保給付金等の活用を推進すること。また、支援の対象となつていない生活困窮者への支援を国や県に対して求めること。
- (4) 学校施設でクラスターが発生している場合であっても、分散登校やリモート授業など教育機会の確保に努めること。

また、市議会に「新型コロナ対策特別委員会」を設置し、私が委員長に就きました。

この特別委員会では、新型コロナへの対応として次の項目について、市議会として市当局に対する意見提言を取りまとめています。

- ① 感染予防対策について（健康危機管理対策のあり方）
- ② 教育機会の確保について（休校時の学びの確保について等）
- ③ 地域経済支援策について
新型コロナは、収束の糸口が見えず、まだまだ「長期戦」となることが予想されます。

市民生活でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。



【市議会での一般質問】

「小学校休業等対応助成金・支援金」制度をご存知ですか

新型コロナに感染した児童・生徒あるいは濃厚接触者となり自宅で待機をする生徒の保護者の中には、急速、職場を休まざるを得なくなつた保護者の方も少なくないと存じます。

こうした保護者を雇用する事業主や委託を受けて個人で仕事する者への支援制度として、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度（事業主に対する助成金の上限：日額9千円）があります。

この制度は、子どもが学校を休んだため、職場に出られなくなった従業員に対し、事業主が労働基準法上の「年次有給休暇」以外に賃金全額支給する休暇を取得させた場合の支援措置です。

しかし、この制度は、事業主への周知が不十分のため、制度の活用に消極的なため、活用が進んでいないとの声も聞かれます。

私は、本年3月議会の一般質問で、この問題を取り上げ、市当局に対して、「中小企業をはじめ、事業主に対し制度の周知と円滑な実施について、要請すべきだ」と質しました。

これに対し、市当局も「事業主に対して、商工会議所を通じて、制度の周知を図りたい」と回答しています。



この助成金制度の活用について、従業員が事業主に対し言い出しにくい等のトラブルについて、厚生労働省は以下のとおり相談窓口を開設しています、お困りの際はご活用願います。

小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター

0120-603-999

受付時間：9:00～21:00（土日祝含む）

「通学路」の安全を考える



【浅岸公民館前の十字路交差点】

子ども達が、毎日、学校へ通う「通学路」の安全確保はとても大切な課題です。

今年6月、千葉県八街市で、歩道のない道路で、児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童5人が死傷する事故は、皆様も記憶に新しいところかと存じます。

私が住む浅岸二丁目の「浅岸公民館」に面する十字路交差点（市道加賀野四丁目水道橋線。上の写真）は、朝夕の通勤・通学時間帯やスーパーマーケットに面していることもあります、自動車の交通量がとても多いです。

この十字路には、横断歩道が浅岸公民館側からスーパーマーケット側に向かって1本敷設されているだけです。

浅岸3丁目方面から交差点に進入する自動車も多いことから、安全対策が必要であると考えております。

ところで、令和3年度、千葉県八街市の交通事故を受けて、市が各小学校、PTA、教育委員会、道路管理者（国、県および市）、所轄警察署と合同で実施した通学路の点検結果を見ますと、同じ路線で「浅岸1丁目2番地16『炭火焼アサヒ』付近の十字路交差点」が危険個所に挙げられています。

上記の交差点ばかりでなく、子ども達の安全な「通学路」の確保に向けて、お気づきの点があれば、お知らせ願います。



「若者サポートステーション」 ご紹介します

- 自立したい、就職しなきゃ！ と思うけど、なかなか一步が踏み出せない。
- 就職のことを考えると不安。就職した後の人間関係のことを考えると怖くなる。
- とにかく今の気持ちを整理したい。心がモヤモヤする。

上記のような悩みを抱えている若者は近くにいらっしゃいませんか。 こうした悩みを抱えた若者の相談窓口として、「もりおか若者サポートステーション（もりサポ）」があります。

このもりおか若者サポートステーションでは、「15歳～49歳（就職氷河期の年代も含む）」の本人とそのご家族の「就労」と「自立」の支援について相談を受け付けています。（利用は、原則無料）

相談ばかりではなく、「就職支援」「各種セミナー」「職場体験」など、様々な活動を通じて本人とご家族をサポートしています。

2021年12月議会で、もりおか若者サポートステーションの利用状況を質しました。

それによると、2020年度の相談支援事業の登録者563人のうち、約45%の252人が盛岡市在住という実態が明らかになりました。

このうち、「就職氷河期世代」について見ると、当市では28人、そのうち7人が就職に結びつけることができたそうです。

一方で、家にひきこもったままの方への相談支援は、新型コロナの感染拡大が続く中で、本人に対するアプローチが難しく、支援の手が届きにくいという問題も指摘されています。

まずは、一人で悩まず下記にご相談ください。

もりおか若者サポートステーション

TEL: 019-625-8460

〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通16-15

保科済生堂ビル3階

月～金（第2・4土）10:00～17:00

※夜間 毎週火曜日 18:00～20:00

ロシアによるウクライナ侵攻にNO! 市議会で特別決議を採択しました



連日、ニュースなどで、ロシアによるウクライナの侵攻によって、何の罪のない子ども達や女性など、多くのウクライナ国民が犠牲になっている報道に、胸を痛めるばかりです。

いかなる理由があろうとも、他国を侵略する行為は許されるものではありません。

3月3日、盛岡市議会では、ロシアの「武力」によるウクライナへの侵攻に抗議し、即時撤退を求めて、議員発議による決議を「全会一致」で可決しました。

以下、全文を掲載します。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議

2月24日、ロシアは国際社会の声を無視し、「自衛」を口実として、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシアの武力による軍事侵攻は、幼い子どもを含む多くのウクライナ市民の尊い命を奪い、負傷者は多数、多くの建物が砲撃され炎上。戦火を逃れ国外退避する大勢の市民が過酷な避難所施設での生活を余儀なくされている。

力による現状変更は、戦後、長年をかけて築き上げた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、領土保全、武力不行使等を規定する国連憲章と国際法に明らかに反する行為である。

さらに核兵器で国際社会を威嚇することは、核戦争の危惧を抱かせるものであり、唯一の戦争核被爆国として断じて容認することはできない。

よって、盛岡市議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求める。

今、国際社会が向かうべきは、国連憲章の前文にある「寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせる」ことである。

盛岡市の都市宣言である、「平和都市宣言」（昭和33年）、「非核平和都市宣言」（昭和59年）に基づく、世界の恒久平和の実現を強く希求する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

盛岡市議会